

学校法人では、公益法人としてその社会的責務を果たすため、各法令、学校法人会計基準等に基づいて会計書類を作成しております。

学校法人会計といっても、一般の企業の会計と根本的には同じですが、計算方法、決算書類などが株式会社会計と異なる点も多くあります。また、公益法人部門と主幹部門にわけて計算書類は作成されております。さらに、例えば株式会社にある「資本金」が学校法人にはなく、学校法人では「基本金」として積み立てられています。会計科目も、教育や研究に関連する費目である「教育研究経費」と、管理部門の経費にあたる「管理経費」にわけて計算しているなど、企業の決算書を見慣れている方にとっては、かなり理解に時間がかかるものとなっています。

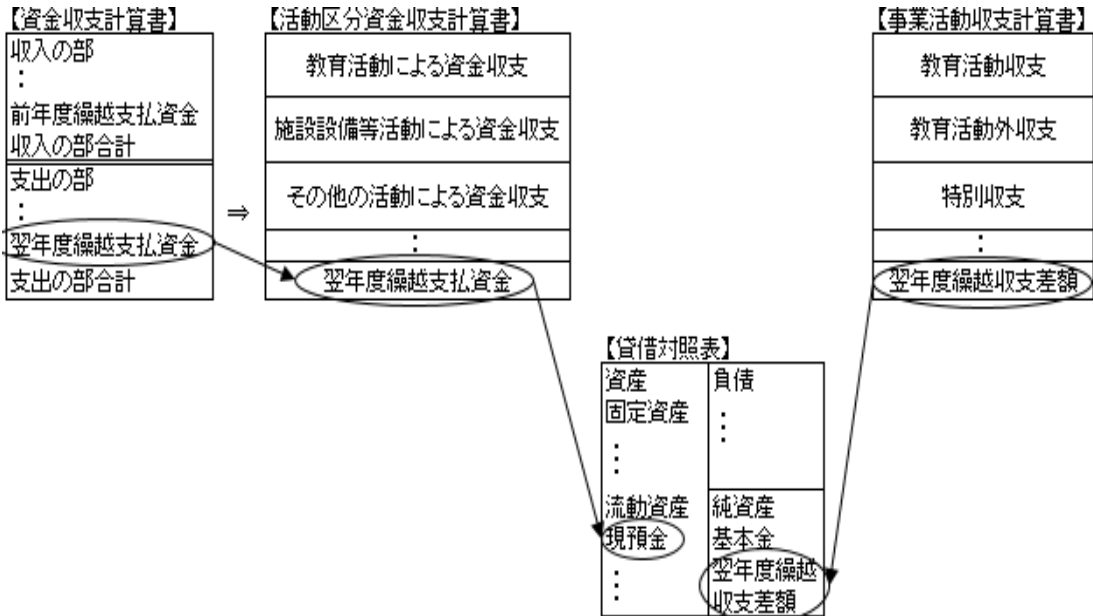
これらについては、巻末にあげております参考文献などをご参照いただきながら本法人の会計につきましてもご覧いただければ幸いです。

I. 決算書類

決算書類については下記のものがあります。

- ① 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書(私立学校法第 47 条第 1 項)
ここで収支計算書とは資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書を言う(平成 25 年 11 月 27 日 25 文科高等第 616 号)。
- ② 資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表(学校法人会計基準第 4 条)で計算書類という。

II. 決算書類の基本的な繋がり



III. 決算書類の目的

財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書(私立学校法第 47 条第 1 項)作成の目的は監事の監査報告書と一緒に各事務所に備えて置き、在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない(私立学校法第 47 条第 2 項)という財務情報の公開が目的である(平成 16 年 7 月 23 日 16 文科高等第 305 号)。

学校法人会計基準で定める計算書類は私立学校振興助成法第 14 条第 1 項に規定する経常的経費について補助金を受ける学校法人が作成しなければならない書類であり(学校法人会計基準第 1 条)、公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で所轄庁に届出することを目的としている(私立学校振興助成法第 14 条第 2 項第 3 項)。

なお、学校法人会計基準につきましては、下記にわかりやすくまとめられ取りましますので、ぜひご参照ください。

(参考文献)

林 直嗣「学校法人会計基準と大学の健全経営＝企業会計及び国立大学法人会計との比較分析＝(上)」『経営志林』第 51 巻 2 号、pp.1-16.

<http://www.i.hosei.ac.jp/hayashi/gakkokaikei1.pdf>

林 直嗣「学校法人会計基準と大学の健全経営＝企業会計及び国立大学法人会計との比較分析＝（上）」『経営志林』第51巻3号、pp.1-15.

<http://www.i.hosei.ac.jp/hayashi/gakkokaikei2.pdf>

なお、本法人の決算書類につきましてご不明な点がございましたら、いつでも法人本部までご連絡ください。

学校法人日本教育研究団

法人本部

メール：info@mpd.ac.jp

TEL03-3478-8411